

特定計量器定期検査手数料一覧表

平成12年4月1日施行

特 定 計 量 器 の 種 類			手数料（円）
指 示 は か り	電 気 式 は か り 光 電 式 は か り (ひょう量が1 t 以下のもの)	ひょう量が1 0 0 k g 以下のもの	1,400
		ひょう量が2 5 0 k g 以下のもの	1,800
		ひょう量が5 0 0 k g 以下のもの	2,200
		ひょう量が5 0 0 k g を超えるもの	3,100
	直線目盛のみがあるもの		250
	直 線 目 盛 以 外 の 目 盛 が あ る も の (1 t 超の電気式 はかりを含む)	ひょう量が1 0 0 k g 以下のもの	500
		ひょう量が2 5 0 k g 以下のもの	900
		ひょう量が5 0 0 k g 以下のもの	1,500
		ひょう量が1 t 以下のもの	2,100
		ひょう量が2 t 以下のもの	3,700
		ひょう量が5 t 以下のもの	6,900
		ひょう量が1 0 t 以下のもの	10,700
		ひょう量が2 0 t 以下のもの	15,000
		ひょう量が3 0 t 以下のもの	19,100
		ひょう量が4 0 t 以下のもの	21,600
		ひょう量が5 0 t 以下のもの	29,800
ひょう量が5 0 t を超えるもの	51,200		
手動指示併用はかり		500	
棒 は か り			250
手 動 天 び ん	感量がひょう量の1 0, 0 0 0 分の1 以上のもの	500	
皿 手 動 は か り	等比皿手動はかり	500	
	不等比皿手動はかり	500	
台 手 動 は か り	ひょう量が1 0 0 k g 以下のもの	500	
	ひょう量が2 5 0 k g 以下のもの	900	
	ひょう量が5 0 0 k g 以下のもの	1,500	
	ひょう量が1 t 以下のもの	2,100	
	ひょう量が2 t 以下のもの	3,700	
	ひょう量が5 t 以下のもの	6,900	
	ひょう量が1 0 t 以下のもの	10,700	
	ひょう量が2 0 t 以下のもの	15,000	
	ひょう量が3 0 t 以下のもの	19,100	
	ひょう量が4 0 t 以下のもの	21,600	
	ひょう量が5 0 t 以下のもの	29,800	
	ひょう量が5 0 t を超えるもの	51,200	
最小目量又は表記された感量がひょう量の1 0, 0 0 0 の1 未満のものは 上記の金額の2 倍の額			
分 銅 (1 個につき)			10
定 量 お も り (1 個につき)			10
定量増おもり (1 個につき)			10
皮 革 面 積 計			2,500

※ 県所有の大型分銅（1 t、5 0 0 kg）を使用する場合、検査手数料の他に大型分銅運搬の手配が必要です。

【お問い合わせ】 (一社)山梨県計量協会 事務局 TEL:055-225-5046
山梨県計量検定所 計量スタッフ TEL:055-261-9130